

平成28年3月29日

組 合 員 各 位

女川水産加工業協同組合
代表理事組合長 鈴木 忠吉
(公 印 省 略)

「平成28年度商品づくり補助事業の募集」並びに
「食材王国みやぎ商品ブラッシュアップ専門家
派遣事業の募集」について【情報提供】

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

組合の業務運営につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、県農林水産部長より別添写しのとおり、文書が届いておりますのでご案内させていただきます。

尚、募集内容等については別添のチラシ等をご参照のうえ、直接担当課へ申請方お願い致します。

添付資料

- (1) 平成28年度商品づくり補助事業の募集について
 1. 宮城県農林水産部長より組合宛の募集通知 (写し)
 2. ①食材王国みやぎ選ばれる商品づくり支援事業補助金の募集 (チラシ)
 3. ②「みやぎの食復興支援事業」補助金の募集 (チラシ)
 4. ③「企業連携支援事業」補助金の募集 (チラシ)
- (2) 食材王国みやぎ商品ブラッシュアップ専門家派遣事業の募集について
 1. 宮城県農林水産部長より組合宛の募集通知 (写し)
 1. 商品ブラッシュアップ専門家派遣事業の募集 (チラシ)



食振第387号

平成28年3月24日

各食品製造業団体 殿

宮城県農林水産部長



平成28年度商品づくり補助事業の募集について（通知）

本県の食産業の振興につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、商品づくり及び東日本大震災により失った販路の開拓に取り組む県内食品製造業者等を支援するため、下記補助事業を実施することとなりました。

つきましては、別添のとおり募集を開始しますので、貴団体会員等への周知について御配慮願います。

記

1 募集を開始する補助事業

- (1) 食材王国みやぎ選ばれる商品づくり支援事業
- (2) 復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）『みやぎの食復興支援事業』
- (3) 復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）『企業連携支援事業』

2 募集内容及び募集期間等

別添の各事業募集チラシを御参照願います。

組合長	参事	係	係



担当：宮城県農林水産部食産業振興課
食ビジネス支援班
電話：022-211-2812
Fax：022-211-2819
E-mail：s-business@pref.miyagi.jp

平成28年度 食材王国みやぎ

選ばれる商品づくり支援事業補助金の募集

(食産業ステージアッププロジェクト)

県では、県内食産業の振興を図るため、販路開拓・拡大を目的とした県内の中小企業者等が行う、※地域の食材等を活用した マーケットイン型の選ばれる商品づくりの事業に要する経費について、その一部を補助します。

※地域の食材とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の振興を図る食材として適当と認められたもの。

● ご利用いただける事業者

県内に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)~(5)までのほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

● 対象事業の要件

次の(1)から(3)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 次の①から③までのいずれかに該当する事業であること。
 - ①地域の食材等を活用した商品づくり(新商品の開発及び既存商品の改良をいう。ただし、パッケージの変更のみなどの簡易な改良は対象としない。以下「商品づくり」という。)のためのマーケティング活動
 - ②マーケティング活動と一体で行う商品づくり
 - ③すでに実施したマーケティング成果に基づく商品づくり
- (2) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (3) 当事業で開発・改良される商品は県内で製造されること。

● 補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金(外部専門家への謝金)
- (2) 旅費(マーケティング活動及び商品づくりに要する交通費及び宿泊費)
- (3) 研究開発費(原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など)
- (4) 庁費(会場等借用料、資料購入費、送料、消耗品費)
- (5) 調査研究費(マーケティング活動に係るサンプル作成費、マーケティング委託費など)

○詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

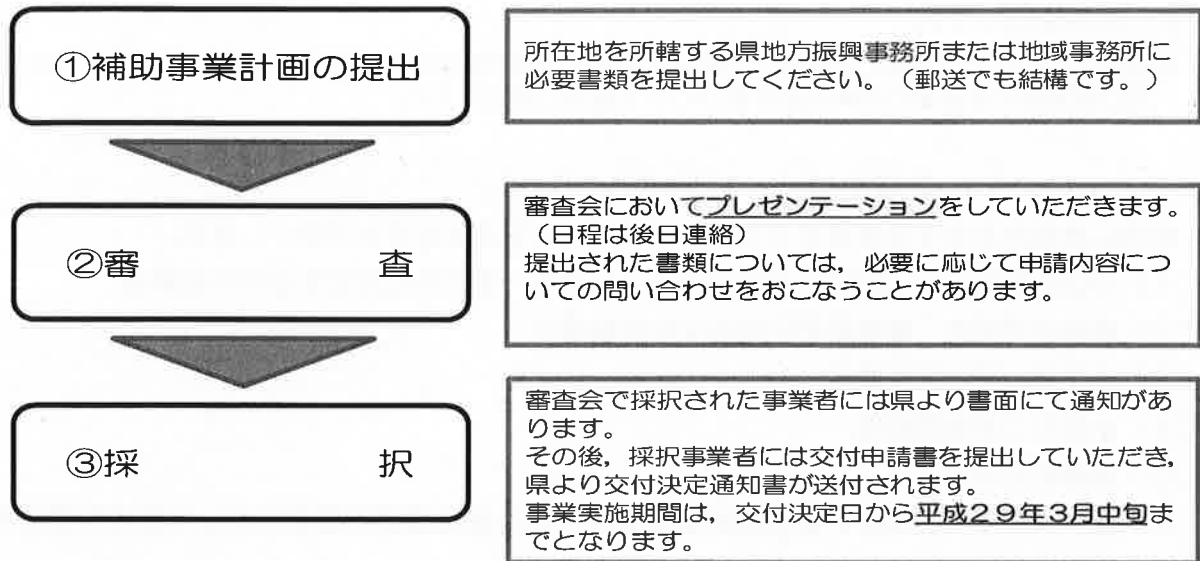
● 募集期間

平成28年3月28日（月）～平成28年4月28日（木）必着

● 補助率及び補助限度額

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額：1,500千円（事業費：3,000千円超）

● 応募の流れ



● 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画（別記様式第1号－別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号－別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号－別紙3）
- (4) 商品販売計画（別記様式第1号－別紙4）

○様式は、下記ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2016erabareru.html>

※提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え（写し）をお取り下さい。
記載にあたっては、記載例をご参照下さい。

● 商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2016hojomain.html>

《お問合せ先》

宮城県 農林水産部 食産業振興課（担当：食ビジネス支援班）

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.jp

H P：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>



平成28年度

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）
「みやぎの食復興支援事業」補助金の募集
（食産業ステージアッププロジェクト）

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う、「商品づくり」「マーケティング活動」「販路開拓活動」「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

『みやぎの食復興支援事業』は地域の食材等を活用した商品づくりを行う事業者に広くご利用いただけます。

※地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の振興を図る食材として適当と認められるものとします。

●ご利用いただける事業者

県内の沿岸部等に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)のほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めた事業者

●対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 地域の食材等を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 商品づくりのためのマーケティング活動を行うこと。
 - ② 地域の食材等を活用した商品の販路開拓活動を行うこと。
 - ③ 商品開発や営業力を有する人材の育成活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明等により被災の状況が確認できること。

●補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金（外部専門家等の指導への謝金）
- (2) 旅費（商品づくり等に要する交通費や宿泊費）
- (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等の印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など）
- (6) 研修費（有料セミナー参加費、コンサルティング委託費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

●募集期間

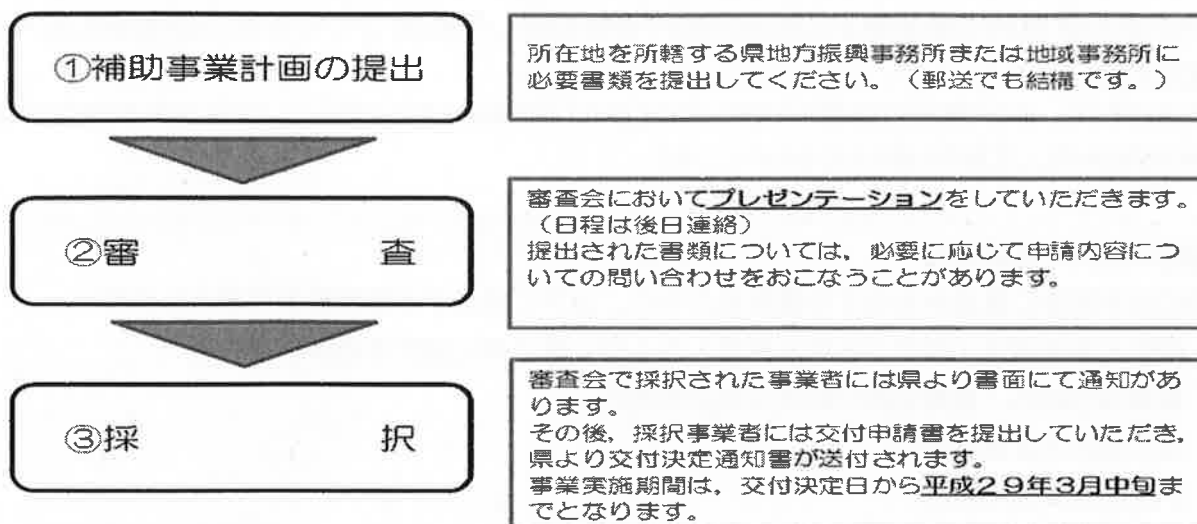
平成28年3月28日（月）～4月28日（木）（必着）

●補助率及び補助限度額

<補助率>補助対象経費の2分の1以内

<補助限度額>1,200千円（事業費：2,400千円超）

●応募の流れ



●応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- （1）補助事業計画書（別記様式第1号—別紙1）
- （2）事業費積算明細書（別記様式第1号—別紙2）
- （3）事業スケジュール（別記様式第1号—別紙3）
- （4）商品販売計画（別記様式第1号—別紙4）

応募に必要な書類の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2016syokufukkou.html>

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え（写し）をお取り下さい。
記載にあたっては、記載例をご参照下さい。

●商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokushin/2015hojomain.html>

《お問合せ先》宮城県農林水産部食産業振興課（担当：食ビジネス支援班 佐藤）

電 話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.jp HP：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/

平成28年度

復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）

「企業連携支援事業」補助金の募集

（食産業ステージアッププロジェクト）

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う、「商品づくり」、「マーケティング活動」、「販路開拓活動」、「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

『企業連携支援事業』は複数の中小企業者等の技術面等の連携による地域の食材等（※）を活用した商品づくりを行う事業者がご利用いただけます。

※ 地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の復興を図る食材として適当と認められるものとします。

●ご利用いただける事業者

県内の沿岸部等に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の復興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

●対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 複数の中小企業者等の技術面等の連携による地域の食材等を活用した商品づくりを行うこと。
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する事業であること。
 - ① 商品づくりのためのマーケティング活動を行うこと。
 - ② 開発又は改良した商品の販路開拓活動を行うこと。
 - ③ 商品開発力や営業力を有する人材の育成活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明書等により被災の状況が確認できること。

●補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金（外部専門家への謝金）
- (2) 旅費（商品づくり等に要する交通費や宿泊費）
- (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など）
- (6) 研修費（有料セミナー参加費、コンサルティング委託費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

●募集期間

平成28年3月28日(月)～平成28年4月28日(木)必着

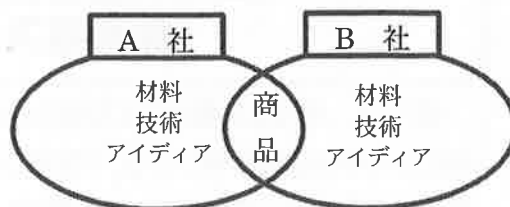
●補助率及び補助限度額

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額：3,000千円（事業費：6,000千円超）

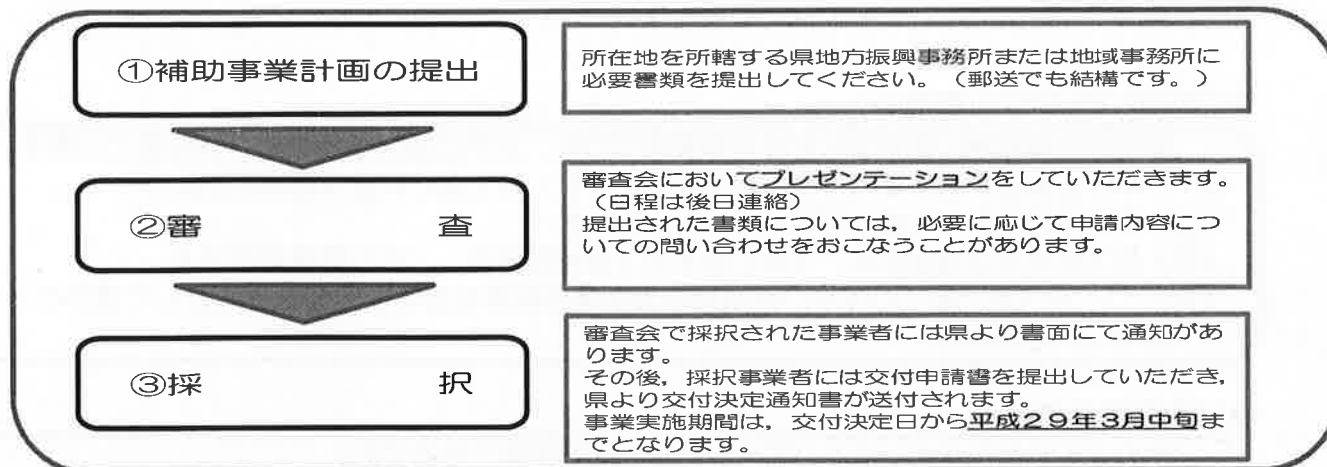


●企業連携の事例

- (1) 同業種での複数社による新商品の共同開発
 - (2) 複数の食品関連業者による新商品の共同開発
 - (3) グループ補助金で形成されたグループなど、異業種連携での新商品の共同開発 等
- ※パッケージのみの改良, 既存商品の詰め合わせ及び費用の伴わないアイデア提供による商品開発などについては, 本事業では対象外とさせていただきます。



●応募の流れ



●応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画書(別記様式第1号-別紙1)
 - (2) 事業費積算明細書(別記様式第1号-別紙2)
 - (3) 事業スケジュール(別記様式第1号-別紙3)
 - (4) 商品販売計画(別記様式第1号-別紙4)
 - (5) 企業連携支援事業申立書(別記様式第1号-別紙5)及び確約書等
- 様式は, 下記ホームページからダウンロードして御利用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2016renkei.html>

提出された書類は返却いたしませんので, 必ず控え(写し)をお取り下さい。
記載にあたっては, 記載例をご参照下さい。

●商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では, 震災により被災した食産業の復興を図るため, 商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行います。他の事業については, 下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shokushin/2016hojomain.html>

《お問合せ先》

宮城県 農林水産部 食産業振興課 (担当: 食ビジネス支援班)

電話: 022-211-2812 FAX: 022-211-2819

メール: s-business@pref.miyagi.jp HP: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>



食振第384号

平成28年3月24日

各食品関連団体の長 殿

宮城県農林水産部長



「食材王国みやぎ商品ブラッシュアップ専門家派遣事業」の募集について（依頼）
本県の食産業振興につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、東日本大震災により被災した県内食品製造業者等の失った販路の回復及び
拡大を支援するため、商品開発及び改良等に知見を有する専門家を派遣する事業を実施します。
つきましては、別紙のとおり支援対象企業を募集しますので、貴会員に御周知くださるよう
お願いします。

記

- 1 事業名 食材王国みやぎ商品ブラッシュアップ専門家派遣事業
- 2 募集内容 別紙のとおり
- 3 募集期間 平成28年3月24日（木）から平成28年4月22日（金）まで
- 4 派遣費用 派遣に係る費用は無料
- 5 申込先等 宮城県農林水産部食産業振興課

組合長	参事	係	係

担当

食産業振興課 食ビジネス支援班 高橋

TEL：022-211-2812 FAX：022-211-2819

E-mail：s-business@pref.miyagi.jp

食材王国みやぎ

商品ブラッシュアップ専門家派遣事業の募集 (食産業ステージアッププロジェクト)

※商品のブラッシュアップとは、商品を磨き上げ、さらに優れたものにすることを指し、この事業においては、「商品開発・改良」を指します。

県では、販路開拓を目指し、商品開発・改良に取り組む、意欲的な被災中小食品製造業者等を対象に、商品開発改良等について、指導・助言のできる専門家を派遣し、直接アドバイスします。
※派遣に係る費用は無料です。

～こんな事業者の方におすすめです！～

- ◆商品開発するに当たり、商品の強みや販売ターゲットなど、専門家の意見を聞いてしっかり固めていきたい！
- ◆首都圏を中心とした全国展開を考えているので、首都圏のニーズやトレンドが知りたい！
- ◆質の高い原材料を使った美味しい商品なのに、商品の良さがバイヤーや消費者に伝わらない！
- ◆既存商品の包装形態、内容量、価格、原材料など改善すべきところがあれば教えてほしい！
- ◆積極的に販路を開拓及び拡大していきたいので、商談テクニックを教えてほしい。

アドバイスの内容

商品開発のプロセス、マーケティング戦略、市場ニーズ・トレンド、ターゲットの設定、価格設定、原価管理、広報戦略、商談テクニック、包装形態・ラベル、知的財産、ウェブサイトの活用 など

対応できないもの—食品加工技術、^{※1}販路の紹介・あっせん、^{※2}パッケージ及びウェブサイトの製作依頼

※1 販路開拓を目指している方について、県では各種商談会を開催しますので、是非ご出展ください。

※2 パッケージデザイン等については、助言のみ対応いたします。製作費等は、事業者のご負担となりますが、県の補助金を活用することができます。(※別途、申し込みが必要です。)

対象者（支援対象企業）

販路開拓に向けた商品開発又は改良に取り組む、意欲的な食品製造業者等のうち、県内に事業所又は工場を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

事業期間・回数

平成28年7月頃から平成29年2月まで7回程度を予定(場合により増減することがあります)

募集事業者数

十数社(審査会による審査で決定します)

～これまでに利用した食品製造事業者の声～

- ◆当初、漠然として具体性のなかった商品改良のイメージが、専門家の意見及び指摘を取り入れることで、方向性が整理できた。
- ◆これまでにブラッシュアップを繰り返してきたが、成果がなかった。この事業で、根本であるブランド戦略を見直し、課題の洗い出しができたことで、確実なブラッシュアップにつなげることができた。
- ◆商品の見直しをする上で着目すべき点、商品コンセプトの構築など、メーカーサイドでは発見出来なかった改善点を見つけてもらい、強みを明確に打ち出せるようになった。
- ◆食べるシチュエーションを考えた商品開発に取り組めたことで、より購買者に近い感覚の商品をつくることができた。

事業の流れ

申込書の提出

別紙 派遣申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールにより申込願います。 ※様式は、[県農林水産部食産業振興課ホームページ](#)からダウンロードできます。

申込者へのヒアリング

5月中旬に、県庁内会議室にて、当職員及び受託者がヒアリングを実施します。詳細な日程については、申込締切後に連絡いたします。

審査

ご提出いただいた派遣申込書(様式第1号)及びヒアリング内容に基づき、審査会において審査し、支援対象企業を決定いたします。

採択された支援対象企業

事前セミナー

採択された支援対象企業は、専門家派遣前にセミナーに参加していただきます(6月に開催予定)。詳細な日程は、採択の通知書に記載し、送付いたします。

専門家派遣の開始

活動報告会

翌3月に、活動報告会を開催いたします。支援対象企業の皆さんが、一堂に会した中で活動内容を発表いただきます。

募集期間

平成28年3月24日(木)～平成28年4月22日(金)必着

●お申込み・お問い合わせ先

宮城県 農林水産部 食産業振興課 食ビジネス支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (県庁10階)
TEL : 022-211-2812 FAX : 022-211-2819
E-mail : s-business@pref.miyagi.jp